

ふれあい・いきいきサロン及び高齢者等外出支援事業保険加入内容（令和4年度）

補償項目		保険金額
傷 害	死亡	250万円
	後遺障害	250万円～10万円
	入院保険日額	2,500円
	手術保険金	入院保険金額の5、10倍
	通院保険金日額	1,500円
感染症見舞金 補償（新型コ ロナウイルス 感染症対応	死亡（葬祭費用）	100万円
	入・通院日数 31日以上	7万円
	入・通院日数 8日～30日	5万円
	入・通院日数 7日以下	3万円

（サロン）

- 1 サロン開催中、参加者が石につまづき転んでけがをし、通院した。
- 2 サロンに参加するため家を出て、歩いて会場へ行く途中、自転車に接触してけがをし、通院した。
- 3 ボランティアがサロンの時、誤って手を切ってしまい通院した。
- 4 サロンでお弁当が配布され、参加者が食中毒になり通院した。

（外出支援）

- 1 外出支援参加時、集合場所から自宅への行き帰りに事故にあった場合も保険は適用されます。
- 2 車両搭乗中に事故にあった場合も自動車保険とは別に保険が適用されます。
- 3 温泉等で身体的な疾患に起因する事故は対象となりません。（温泉入浴時の脳出血、移動中の心筋梗塞等）
- 4 食中毒になった場合も入院、通院があれば保険が適用されます。
- 5 外出支援事業参加当日の乗車名簿が必ず必要となります。

※ 事故にあった場合は、速やかに市社協（62-1614）までご連絡ください。